

平成30年（2018年）9月紀北町議会定例会会議録

第 6 号

招集年月日 平成30年9月4日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年9月21日（金）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 奥村 仁

6 番 樋口 泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 奥村 仁君

6番 樋口 泰生君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会及び特別委員会に付託され審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、改めておはようございます。

ただいまから、平成30年9月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月10日、月曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催をいたしました。

説明のために出席した者は、財政課、企画課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

議案1件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

まずはじめに、財政課所管分について、審査をいたしました。

質疑といたしまして、予算書8ページの財政調整基金繰入金のマイナス2億4,560万2,000円について、内訳を詳しく教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、財政調整基金につきましては、歳出予算に対して歳入が不足する額を補てんするため、当初予算第1号補正、第2号補正で取り崩しており、その額は補正前の額8億9,660万8,000円です。今回、歳入予算で前年度の繰越金を計上し、歳入が歳出を上回りましたので、上回った分をこれまで補てん財源として繰り入れを予定していました。財政調整基金繰入金を減額するものでありますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、不足額を繰入金から財政調整基金を取り崩して補てんしたということですかという質疑に対しまして、今回、歳出予算に対して歳入予算のほうが多くなりましたので、取り崩しを予定していた財政調整基金を減額しています。今年度の繰入予定額としましては、計の欄にある6億5,100万6,000円になりますという答弁でございました。

以上で財政課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、企画課所管分に入りまして、質疑といたしまして、予算書11ページ、地域振興費の住宅リフォーム補助金ですが、500万円で足りるのですかという質疑に対しまして、

金額につきましては、当初予算で500万円認めていただいておりますので、同額を計上させていただきます。

見直しにつきましては、当初予算分は募集から1カ月足らずで満額になりましたが、今回は少し状況も変わってくるのではないかと予想していますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、募集の開始はいつからですか。また、当初予算分での経済効果はいかがですかという質疑に対しまして、募集は11月広報に掲載します。効果については、受付ベースで500万円の補助金に対し、工事予定額が3,863万7,000円ありましたので、効果があると考えていますという答弁でございました。

次に、一次効果としての金額はそうだと思いますが、地元業者の施工による二次効果や、リフォームに合わせて家電を買い替えるなどの波及効果まで調べる予定はありますかという質疑に対しまして、補助金の執行に対しまして、申請者と施工業者からアンケートを取ることとしています。現在、68%程度の工事が終了している状況です。

その中で、家電の買い替えなども聞いていますが、あまり実績がないのが現状ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、広報に掲載されて以来、どのように申請するのかとの問い合わせが多かったので、どのような流れで行うのか教えてくださいという質疑に対しまして、まず、施主がリフォームの場所を決めていただきます。その工事費について、町内業者から見積もりを取っていただきます。

本補助金は、工事費の2分の1が補助金額で、上限が10万円としていますので、施主が勘案してどれだけのリフォームを行うかを決めていただきます。それが決まりましたら、補助金の申請書がございますので、企画課まで申請していただきます。その際に必要となりますのが、住宅の所有を確認するのに固定資産台帳を確認するか、納税の状況を確認するための同意書をいただきます。あとは、リフォーム工事の見積書、予定箇所の施工前の写真を添付していただいで申請していただきますという答弁でございました。

次に、広報きほくを活用して、町民の方に周知を図ったとのことですが、実際には知らなかった、読まなかったという方が多く、周知が難しいと感じました。また、町内業者で施工していただいたと思いますが、どのような業種があったのでしょうかという質疑に対しまして、広報の手段につきましては、広報きほくと行政放送ふるさと紀北町が行政の広報手段としてあります。それに加えて、紀北建労にも連絡をしまして、このよ

うな周知をお願いしています。業者につきましては、町内業者に限るとしてあります。

リフォームの申請時の見積もりについても、すべて町内業者によるものでした。

業種ですが、天井や壁、床などの内装については19件、畳の改修が13件、屋根の改修が17件、トイレや浴室、キッチン等の水回りが13件、外壁等の改修が8件となっています。これは、それぞれリフォーム箇所が1カ所ではありませんので、複数集計をした主な施工箇所ですという答弁でございました。

以上で企画課所管分についての質疑を終了し、次に農林水産所管分に入りまして、質疑といたしまして4ページ、債務負担行為補正の尾鷲ヒノキF S C認証普及促進映像作成業務のF S C認証についてご説明くださいという質疑に対しまして、債務負担行為補正の追加で提出しました尾鷲ヒノキF S C認証普及促進映像作成業務は、17ページ第2項・林業費、第1目・林業総務費、第13節・委託料、事業委託料148万5,000円と合わせて、297万円が尾鷲ヒノキF S C認証普及促進映像作成業務に要する費用です。

2カ年事業として事業を実施したいということで債務負担行為補正をお願いするものです。現在、F S C認証取得に向けて取り組みを行っています。平成29年3月には、尾鷲ヒノキ林業が日本農業遺産認定を受けました。

これらを、広く町内外に周知を図っていきたいという目的で、F S C認証は尾鷲ヒノキ林業の内容をよく表していることからF S C認証の取得に向けた取り組みを映像に収め、わかりやすく映像化をしたいと思っておりますという答弁でございました。

次に、農業遺産認定のためにF S C取得が必要となるのかどうか。また、日本農業遺産とF S C認証との関係性について説明をお願いします。もうひとつ、F S C認証取得に伴う費用と維持していくための費用について具体的にお答えくださいという質疑に対しまして、日本農業遺産とF S C認証との関係性ですが、日本農業遺産認定は、当地域のヒノキの育林システム、林業活動がもたらす生物多様性、ヒノキを活かす技が評価を受け認定がなされています。F S C認証が、日本農業遺産認定に必要なものではありません。

費用に関するご質問ですが、現在、尾鷲市、森林組合おわせ、尾鷲林政推進協議会と協力してF S C認証に向けた取り組みを行っています。F S C認証取得については当初予算で、林政推進協議会に対し100万円の予算をお認めいただき、予算の範囲内で取得を考えています。

取得後は、定期的な検査による費用が発生します。定期的な検査に関する費用は、取

得に係る費用よりも高額になることはありませんという答弁でございました。

次に、17ページ、林業施設費の林道・治山関係事業について、本会議で海山地区の五ノ滝線から支線を延長すると説明されました。海山地区の林道は、負担割合があると思いますが、町、森林組合おわせ、受益者の負担金の説明と支線延長の距離についてお答えくださいという質疑に対しまして、17ページ、林業施設費の事業補助金64万円が質問内容に該当します。

これについては、森林組合おわせが、管理している五ノ滝線から作業道を開設します。森林組合おわせから聞いているのは延長1,000m、総事業費は400万円、68%の国庫補助金があり、残りの32%分について町と森林組合がそれぞれ16%を負担し、この16%分が64万円です。

森林組合が個人負担を求めるかどうかは確認していませんが、組合の自己負担で事業を実施すると聞き取っていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、作業道の完成後は、森林組合が管理をすると思いますが、メンテナンス費用の捻出が無く荒れてしまうことが考えられます。一度、作業道が荒れてしまうと山林の施業が行われるまで、そのままにされ施業時に受益者と負担して作業道の修復を行います。

作業道に土砂等が堆積すると雨等で谷に流れ、銚子川に流れ込み河川の砂利が堆積する原因となると考えられますので、町としてもメンテナンスの費用面での援助も、今まで以上に気をつけて行ってほしいと考えていますが、いかがですかという質疑に対しまして、森林組合の管理林道は延長が長く、森林組合の昨今の経営状況の中では多くの費用をあてることは難しくなりつつあると思われま。

今後は、森林組合と協議しながら今後の対応について検討していきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、F S C 認証取得は、いつから開始され、日本で何団体が取得していますか。記憶では、約15年前からF S C 認証取得が開始され、当時からいろいろな議論がなされ、現在、隣の尾鷲市が認証を取得しています。

紀北町はその当時、森林組合おわせの山だけF S C 認証取得を目指そうとしましたが、検討した結果、F S C 認証は品質保証ではなく育林過程の環境配慮であることから取得を断念した経緯があります。

F S C 認証は、東南アジア等での違法伐採を防ぐための手法として開始されたと思

ます。品質保証なら良いが、尾鷲市がすでに認証を受けていますが、市有林についてF S C認証による評価をあまり受けてないと思います。地域内では、1団体のみがF S C認証材として販売を行っているような状況です。また、費用面での問題もあると思います。過去にI S O14001にも取り組みましたが、経費もかかることから今は自主的に行っている状況です。

尾鷲ヒノキが農業遺産になったのは、育林経過が評価され認定を受けました。そのきっかけは、関東大震災で尾鷲ヒノキが注目されたことからだと思います。当時は密植で植栽・育林が行われていましたが、現在は密植ではなくなっており、育林過程が大きく変化して尾鷲ヒノキブランドは無くなると懸念しています。

こういった中で、尾鷲ヒノキとF S C認証との関連性はどのように考えていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、いつから開始されたか把握していませんが、全国で取得団体は59団体、そのうち1社に関係のある21団体含まれているので、1社分を1団体とカウントしますと、全国で39団体が取得しています。

59団体中、グループにより認証を取得している団体は17団体、地方公共団体名で取得している数は7団体です。この7団体のうち4団体がグループによる認証を取得しています。

尾鷲市については、市有林を計画的に伐採しています。材価の低迷で経営的には厳しい状況という新聞報道もありますが、尾鷲市については林業全体の伐採・植林といった循環を確保、林齢構成の平準化等を目指して事業を実施しています。

F S C認証の取得によることが、材価に反映していないことは事実ですが、F S C認証については差別化が図れることから認証を継続しています。F S C認証は、環境面に配慮した対応ということで日本農業遺産は尾鷲地域の育林システムが認められています。

F S C認証については、尾鷲ヒノキが変質していくのではないかという委員の指摘ですが、現在植栽は、密植から低コスト造林といった変化や、今までの芯持ち材が市場では厳しい面が出てきているのも事実です。市場との関連の中でこういった材が今後好まれるのか流通していくのか見極める必要があると思います。

F S C認証を取得することは、世界的な基準での対応となりますので、海外輸出等も視野に入れF S C認証を取得することはマイナスになることはないと考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、F S C認証取得に向けて、計画書等の作成は難しいので

はないですか。町有林も森林経営計画等を策定し施業をもっていますが、変更等の手続きにも相当時間がかかると思います。その対応は大丈夫ですかという質疑に対しまして、現在、紀北町の町有林について森林経営計画を策定し進めています。計画期間は、平成30年から平成34年までの5年計画です。

F S C 認証に向けては、尾鷲市の取得計画を参考に計画策定を進めています。町有林の森林経営計画に対し、F S C 取得に向けた計画により変更していく必要が生じれば経営計画を変更しますという答弁でございました。

次に、町有林とF S C 認証との関わりについてお答えくださいという質疑に対しまして、現在、町有林のF S C 認証取得を目指しています。取得後は、F S C 認証に参加の意向がある方には、説明会等を行い、賛同いただける方には来年度以降に参加していただく方向で調整を行っていますという答弁でございました。

次に、町有林の育成方法等について、難しい面があるのではないですかという質疑に対しまして、現在の町有林は、適正に管理されて育成されていると考えていますという答弁でございました。

以上で、農林水産課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分に入りまして、質疑といたしまして、ふれあい広場マンドロ管理事業費の中の空調機改修工事ですが、台数を教えてくださいという質疑に対しまして、ふれあい広場マンドロ創作室2にあります主に絵画教室をしているところにあり、天井カセット型4方向ツイン同時マルチ空調機2台となりますという答弁でございました。

以上で、商工観光課所管分についての質疑を終了いたしまして、次に危機管理課所管分に入りまして、質疑といたしまして、消防団員活動事業の安全装備品については、編み上げ靴だと聞いていますが、今回の予算計上は何足分ですか。また、編み上げ靴以外の装備品の支給状況はどのようになっていますかという質疑に対しまして、今回の予算計上は44足分で、古くなったものとの交換となります。なお、その他の装備品については、新入団時に一式支給していますという答弁でございました。

次に、傷み具合を見て交換するということですかという質疑に対しまして、勤続年数が長いほど傷みもあると思われまますので、今回は部長・班長級の団員を中心に支給させていただく予定ですという答弁でございました。

次に、編み上げ靴は安全靴と同じような性能のものですかという質疑に対しまして、

消防団の装備の基準に則って、安全なものを選定していますという答弁でございました。

以上のとおり危機管理課所管分についての質疑を終了いたしました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で本委員会に付託された1案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

家崎仁行議長

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

太田哲生君。

太田哲生教育民生常任委員長

平成30年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月11日、火曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8人出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分について

議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

はじめに住民課所管分について審査を行いました。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金について質疑がありました。

答弁といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですが、今回全額補助がつくことになりましたので、そのことを踏まえ補正を行いました。

旧姓併記にかかる総事業費としては、366万9,000円で国庫補助金は366万8,000円、差額の1,000円は歳入と歳出の端数処理の関係でございませう。

女性活躍推進法の関係ですが、旧姓併記が必要となってくる方は、結婚前の女性で名前を仕事上使用しているという方になると思います。

平成30年7月末現在の本町のマイナンバーカードの交付率は7.02%で、またカードは普及していません。これは本町の地域自治体の改正の関係で交付を制限したことで普及が遅れたことによるものですが、現在、マイナンバーカードの申請手続きのお手伝いや、窓口に来られたとき等にもPRを行っており、普及率は上昇しています。

システムの改修につきましては、完了に近づきつつあると思いますが、今回で終わりになるかどうかはわかりません。

続きまして、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金について質疑がありました。

答弁としましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修です。被用者保険の被扶養者の均等割については、軽減が31年度からなくなります。これにつきましては、平成28年度から軽減がありまして、平成28年度の時には9割軽減、29年度が7割軽減、30年度が5割軽減でした。平成31年度から軽減がなくなります。

軽減割合の変更に対しましては、システムの改修は必要なかったのですが、平成30年度から軽減がなしになるという情報を被保険者の方にお伝えするということが必要となってきますので、お知らせするためのシステム改修費として、今回、予算に計上しています。

続きまして、国民年金事業について質疑がありました。

答弁といたしましては、国民年金事業産前・産後期限の国民年金保険料の免除に関しまして、平成26年度から社会保険の方を対象に始まっていますが、国民年金の方は平成31年4月から免除になります。

続きまして、福祉保健課所管分について、審査を行いました。

障害者介護・訓練等給付事業について質疑がありました。

答弁といたしましては、障がい者自立支援法の改正に伴う電算システムの改修で、今回の電算事務委託料は、受給者台帳管理画面の改修、検索一覧等各種一覧の改修、各種帳票の印字内容の修正に伴うものです。

続きまして、環境管理課所管分について審査を行いました。

墓地管理事業について質疑がありました。

答弁としましては、墓地整備費の助成は、参道の整備、墓地の区画整備、墓地周辺の

環境整備などが対象となり、墓地の整備に関係するものであれば、ほぼできるものと考えています。補助率は事業費の3分の1で、規定上、上限はありませんが、予算との兼ね合いもあります。

続きまして、水道課所管分について審査を行いました。

上水道事業繰出金について質疑がありました。

答弁としましては、交付税算入割合50%の起債ができることになり財源更正を行いました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

続きまして、議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

質疑はありませんでした。討論に入り、反対討論がありました。

内容といたしましては、今回の補正予算の中には、高齢者の後期高齢者医療保険料の軽減を見直すことに伴う改修費用の計上があり、その見直しにより負担が増える方が、平成30年度だけでも11%に上るということでした。これは国によるものですが、私は一町民として認めることができません。

以上の理由で反対します。

賛成討論はありませんでした。

採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

続きまして、議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分について審査を

行いました。

減債積立金、建設改良積立金について質疑がありました。答弁としましては、減債積立金の積み立て後の額は、4,373万7,902円です。また、建設改良積立金は、1億2,302万9,758円となっています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました、5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩いたします。

10時20分まで、休憩します。

(午前 10時 03分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 20分)

家崎仁行議長

次に、決算特別委員長 東清剛君。

東清剛君。

東清剛決算特別委員長

それでは、決算特別委員会に付託された案件について、審査経過並びに結果についてを報告いたします。

平成30年9月議会定例会において決算特別委員会に付託されました、平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定はじめ各会計の決算認定案件については、去る9月6日に

審査が行われました。また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

認定第1号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

まず「議会事務局」所管分についてでございます。

議会事務局の説明を受け、質疑に入り質疑はございませんでした。

次に、「総務課」所管分についてでございます。

総務課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から質疑があり、決算書、歳出32ページ、1目・一般管理費の委託料ですが、顧問弁護士委託料について、何名の顧問弁護士がおり、いくら支出していますかの質疑があり、顧問弁護士委託料については、楠井法律事務所に一括して委託しており、年額48万6,000円の定額で、何度、問い合わせしても金額は変わらないとの答弁でございます。

また他の委員から決算書39ページの3目・町長選挙費で、無投票となったため、862万7,000円減額されていますが、説明をお願いしますとの質疑があり、当初予算では、町長選挙があるものとして予算を計上していました。

決算では、無投票となりましたが、必要な経費として支出した261万4,293円を記載していますとの答弁でした。内容としましては、ポスター掲示場の設置、入場券の郵送、投票用紙の印刷など町長選挙のための準備の費用となっておりますとの答弁です。

以上で総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分についてでございます。

財政課の説明を受け、質疑に入り、委員からふるさと納税の観光協会への委託料は、約9,490万円ですが、これには特産品代も含まれていますかとの質疑があり、特産品代も含めての委託料となっています。特産品分として寄附金額の30%を支払っておりますとの答弁でした。

また他の委員から、一般的なことですが、工事の入札差金で不用額が出ています。全体的に落札率は90%前後かと思いますが、どのくらいですかの質疑に、答弁として最も多いのは最低制限価格に近い90%近くの落札率になっているとの答弁です。

また他の委員から当初予算に1億円計上し、入札時の設計で予定価格を9千何百万円とかに下げて、更に80から90%程度の落札率ということになるので、業者は非常に厳しいと言っていますが、いかがですかの質疑に対し、予算要求段階では概算で工事費を積

算し、入札に際しては詳細な設計を行い、予算の範囲内で入札を執行しています。入札結果については、先ほどもお答えしたように最低制限価格に近い落札率が多くなっていますとの答弁です。

また、一般競争入札で一者しか参加がないような状態にならないように気をつけていただきたいと思いますがいかがですかの質疑に、なるべく一者入札にならないように気をつけて入札を執行していきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、他の委員から、コンサルタントや設計士の見積りによって予算要求をするのかの質疑に、予算要求時の設計につきましては、建設課等の土木・建築技師による見積りと、業者による見積りの場合とがありますとの答弁です。

同じく業者からの見積りを各担当課でチェックするというわけではないのかの質疑に、全てが業者による見積りではなく、建設課等の技師の設計による見積りもありますとの答弁です。

また、次の質疑で、設計額の90%を最低制限価格にしているということですが、設計が厳しければ90%は厳しく、設計が甘ければ90%も甘い数字となるので、その辺りの基準をきちんとしていただきたいと思いますので、しっかりチェックをお願いします。また、一旦、設計書を認めてしまうと、その内容が現場にそぐわないものであっても修正が大変になります。やむを得ない場合もありますが、一部当たり前になっているような感覚も受け取れますので、そうならないようにしていただきたいと思いますがいかがですかの質疑に、工事に際しては、設計書に基づいて施工していますが、現場に合わせて適宜変更し、適正に工事を進めているとの答弁でした。

以上で財政課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「出納室」所管分についてでございます。

出納室の説明を受け、質疑に入り、質疑はございませんでした。

次に、「企画課」所管分についてでございます。

企画課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、地域おこし協力隊は、現在何名いて、どういう仕事をされていますかの質疑に、担当課長が現在、2名の地域おこし協力隊が、紀北町に在籍をしています。1人は企画課に移住・定住の支援員ということで在籍をしています。もう1人はふるさと納税の支援員ということで財政課に在籍していますとの答弁でした。

以上で企画課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、「税務課」所管分についてでございます。

税務課の説明を受け、質疑に入り、委員から、12ページ、固定資産税の収納率は89.84%で、他税と比較して未収額が多いのに、調定額は7億5,646万4,237円であります。町民税も同様の状況ですが、未納者の多くは町内に居住していない方が多いのではないのでしょうか、いかがですかの質疑に、答弁として、全体の徴収方法としては、過年度以上に現年度対策として、早期の督促状発布や催告を心がけて行っています。町民税は前年所得に応じて課税されますが、特に固定資産税については、資産に対して課税されるため、未納者の多くは町内、町外に問わず低所得や年金収入のみの方が多いと思われまますとの答弁です。

また、40ページの負担金、三重地方税管理回収機構に対する平成29年度負担金として596万4,000円を支出していますが、三重地方税管理回収機構の徴収状況と成果についてを伺うという質疑がございました。

課長の答弁は、三重地方税管理回収機構の移管分においては、順調に徴収を行っています。また、専門的な知識や体制が整った組織へ町職員を定期的に出向させることで、その職員が三重地方税管理回収機構で培ったスキルを課内で発揮させることができる意味でも、相当の費用対効果があると思います。今後も可能であれば、定期的な職員派遣を考えていきたいと思っているとの答弁です。

また、三重地方税管理回収機構について全体費用として、負担金596万4,000円に加えて派遣職員の人件費を含めると1,000万円程度になると考えられます。負担金には三重地方税管理回収機構が徴収した金額に応じた、いわゆる成功報酬にあたる費用も算入されているものということによろしいですかの質疑に、そのとおりですとの課長の答弁です。

以上で税務課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「住民課」所管分についてでございます。

住民課の説明を受け、質疑に入り、質疑はございませんでした。

次に、「福祉保健課」所管分についてでございます。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、決算書26ページ、災害援護資金貸付金返還金について、収入未済額3,806万2,016円、また、58世帯の方については、合併前の平成16年時災害時の貸付金の残額ですかとの質疑に、また、それと回収の状況についてどうですかとの質疑があり、全体

についてはそのとおりであり、各世帯についてどのような状況なのか確認するため今年度、合同相談会等さまざまな取り組みを実施しています。

特に分納誓約に力を入れており、案内通知をすることにより、家族の方、その方のお子様は払いに来てくれており、少しずつではありますが徴収の実績が出ているところでございますとの答弁でした。

福祉保健課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「環境管理課」所管分について、環境管理課の説明を受け、質疑に入り、質疑はございませんでした。

次に、「農林水産課」所管分についてでございます。

農林水産課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、決算書57・58ページ、林業施設費の繰越明許費の説明の詳細説明をお願いします。また、江竜林道の江竜橋架け替え事業は、繰越したとっていますが、現在の進捗状況等について詳細説明をお願いしますとの質疑があり、答弁として、決算書57・58ページ、林業施設費、第15節・工事請負費の繰越明許費2,010万円ですが、平成29年に契約を締結した江竜橋架け替え事業の工事費で、前金払い分のみ平成29年度に執行されまして、事業の繰越しに伴い工事費の残り2,010万円が繰越明許費となっています。

また、江竜橋架け替え工事の進捗状況ですが、平成29年度に繰越工事については完了しています。事業の全体計画は、平成29年度から平成31年度までの3カ年事業として工事を実施しております。平成30年度事業については、間もなく工事を発注する予定との答弁です。

農林水産課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、「商工観光課」所管分についてでございます。

商工観光課の説明を受け、質疑に入り、質疑はございませんでした。

次に、「建設課」所管分についてでございます。

建設課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、決算書16ページ、住宅使用料、収入未済額1,399万5,900円ですが、これは何軒分ですか。また、徴収は非常に難しいと思いますけれども、どのように考えますかの質疑に、答弁として世帯数は31軒です。

その内容、すでに住宅を退去されている方は15軒ございまして、現在も入居している

のは16軒の内訳です。

そして、徴収方法ですが、現在も住んでみえる方には、滞っているという通知を送りまして、職員が家庭を訪問したりしながら徴収に努めています。また、退去されている方には、住所不明の方もおりますが、訪問が可能なところへは訪問を繰り返して徴収に努めていますとの答弁です。

またそこで滞納状況についての資料配付をお願いし過年度滞納額一覧表、平成29年度、平成30年6月当初での滞納者の一覧表を配付をお願いいたしました。

決算書66ページ、地籍調査事業の歳出についてですが、どれくらいの面積を実施されましたかの質疑に、答弁は土木総務費、委託料、760万5,360円の内、地籍調査事業分は385万5,600円となります。その内訳につきましては、事業委託料として372万6,000円、保守点検料として12万9,600円を支払いしています。

平成29年度の事業としましては、馬瀬の12haの内、6haの境界確認、地積測量など、そして相賀地区の閲覧などを実施しましたとの答弁です。

また、山林などは除いて、全体でどれくらいの面積をカバーしていますかの質疑に対し、海山地区では平成14年度から27年度になります。面積は89haを着手しています。

紀伊長島地区では、平成15年度から23年度で29haを実施しました。紀伊長島地区では山林部分を整備していますとの答弁であり、またその委員から、この地籍調査事業は災害の時に役立つと思うので、今後についてどのように受け止めて進めるつもりですか。また、もう少し、補助金を国からもらうつもりはあるのかお伺いしますとの質疑に、答弁として、地籍調査事業は、災害復旧事業や、公共事業の実施に有効的な事業です。

土地をお持ちの方は、災害が発生して土地の形状が分からなくなった場合でも、その基準点を基にして復元ができる、確かに有効な事業です。

町としましては、平成22年度から31年度までの10箇年計画を国に申請しており、現在のところ相賀地区と鯨地区を着手しているとの説明。

事業の進捗については、法務局への備え付けが終われば事業完了となりますが、相賀地区で法務局への備え付けがスムーズにいけないところがありますので、今年度は鯨地区を着手しているところです。

相賀地区については、法務局への備え付け、いわゆる事業完成に向けて、来年度以降まずそこを仕上げていきたいとの答弁でした。

補助金については、今のところ、歳入は4分の3を補助してもらっています。これを

嵩上げするというのは、国のほうも難しいのではないかとありますが有効的な事業の設定を行いまして、その補助金を有効的に活用していきたいと考えているとの答弁です。

また他の委員から、畦畔は要らないとなったら、その畦畔は浮いたままとなって、結局、登記ができなかったということになる可能性が大きいのではないかとありますがいかがですかの質疑に対し、答弁は、畦畔はそのまま畦畔で残すということでしたら、その畦畔の周囲を確定して法務局に登記する事になります。畦畔はそのまま位置は表示されますけども、畦畔のまま最終的に法務局に登記されます。それ以降は、当然、個人が取得する場合には個人の手続きでやっていただきますとの答弁です。

また委員から畦畔によって事業が難しくなるのであれば、そのまま法務局へ登記したほうが良いと思いますがいかがですかの質疑に、答弁として、今後も新しい地区に入っていく時に、事業の趣旨をきちんと説明しまして、地籍調査事業で畦畔の取得はしませんという説明をしていきます。

そういう考えを持って地籍調査事業を進めていくためには、皆様のご理解をいただく必要がございますので確かに課題があると思いますという答弁でした。

建設課所管分については以上で終了いたしました。

次に、「危機管理課」所管分についてでございます。

危機管理課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、72ページ戸別受信機は現行機種が生産が終了したと聞いています。電池の液漏れ等による故障も多いと聞いていますが、どのような対応をしていますか。また、液漏れ防止のための啓発は行っていますかの質疑に対し、答弁として、現行の戸別受信機に関しましては、メーカーでの生産が終了しております。電池の液漏れ等の故障は多いのですが、平成29年度に購入した150台を含め約400台の在庫と、回収して修理したものを合わせて交換などの対応をしていますとの答弁です。また、窓口において通常時は電池を入れずに使用していただきたいと説明していますので、現在は乾電池を入れずに戸別受信機をお渡しさせていただいています。また、今後は啓発についても行っていきたいとの答弁です。

以上で危機管理課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、「学校教育課」所管分についてでございます。

学校教育課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、ページ76・78、小学校と中学校の扶助費である就学援助費等の説明があり

ましたが、対象は何人ですかとの質疑に対し、答弁として、2種類ありまして、小学校の特別支援学級の児童が対象の就学奨励費は10人で、もう1つの要保護及び準要保護就学援助費は、要保護と準要保護を合わせて107人です。

中学校の就学奨励費は6人で、要保護及び準要保護就学援助費は85人が対象となっているとの答弁です。

委員から、思っていたよりも対象者が多かったのですが、ひとり親家庭も含まれていますかの質疑に、主に多いのが準要保護の対象者となります。要保護というのは、生活保護世帯の方が対象で、準要保護というのは、住民税非課税世帯の方や生活保護基準所得の1.5倍以内である世帯の方が対象となります。これらの判定で、準要保護の方が多いということになっていますとの答弁でした。

以上で学校教育課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、「生涯学習課」所管分についてでございます。

生涯学習課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から決算書78ページの社会教育費の報酬と給与2,268万円、職員手当約3,100万円についての詳細な説明を求めました。

課長の答弁は、報酬は主に社会教育指導員の報酬140万4,000円他の報酬です。給料2,268万6,000円は生涯学習課5名と海山公民館1名の計6名分の給料です。賃金3,178万3,164円は嘱託職員16名分の賃金です。

内訳は、生涯学習課が嘱託職員1名、支所1名、公民館が6名、図書が3名、学習センター1名、郷土資料館が2名、赤羽公園が2名の合計16名ですとの答弁です。

また他の委員から、報酬と給料と賃金はどのような方の分となりますかの質疑があり、課長答弁は、報酬は社会教育指導員や社会教育委員など条例委員等に委嘱をしている方の報酬であります。給料は、職員の人件費を給料として計上しています。賃金は、主に嘱託職員と臨時職員という区分をしていますとの答弁がありました。

以上で生涯学習課所管分についての質疑を終了しました。

次に、「水道課」所管分についてでございます。

水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はございませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出にかかる全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はございません。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、決算書101ページの歳入、国民健康保険料で不納欠損額が約700万円ほどと、収入未済額が約1億900万円ほどあります。不納欠損はどのように認定するのですか。また、収入未済額は今後どのように予想していますかの質疑があり、不納欠損額の707万4,345円ですが、消滅時効にかかるものです。

旧紀伊長島町と旧海山町の頃のもので、旧紀伊長島町の場合は国民健康保険税、旧海山町は国民健康保険料を採用しております。税と料で消滅時効の年数が違います。税は5年で12世帯、料は2年で44世帯の、合わせて56世帯を不納欠損処分いたしましたとの説明。

また、収入未済額は、保険料の滞納が主になります。収入未済額につきましては、以前から滞納がある方については、一度に整理が難しい状況ですが、納付誓約の徹底を図っていきたいと考えておりますとの答弁です。

また、委員から1億900万円ほどの収入未済額については、これは時効が統一されて、5年で処理されるということになりますかとの質疑に対し、旧町以前の滞納については、時効期間が2年と5年とで残っている状況ですとの説明でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、決算書126ページ、歳入、後期高齢者医療保険料の不納欠損の額と収入未済額に関して、特別徴収と普通徴収とあると思いますが、その割合と今後の対応についてお伺いしますとの質疑がありました。答弁として、不納欠損額の1万6,143円ですが、これは国民健康保険料と同様、消滅時効にかかるものです。

後期高齢者医療保険料の場合、消滅時効は2年ですとの説明。また、平成29年度は、3件ありました。

徴収の仕方としては、年金の天引きの特別徴収の方と、口座振替や自主納付の普通徴

収があります。割合としましては、特別徴収の方が9割ほどいまして、年金天引きということで徴収率は100%です。

普通徴収に関しては口座振替や自主納付になっていますが、国民健康保険に加入していた時に滞納があり納付誓約をしていただいた方が、年齢到達によって、後期高齢者医療保険に移行し、さらに支払いが困難になって未納になる方がいる状況となっております。収入未済額については、そういった方が大半を占めますが、計画的に滞納の解消に向けて取り組んでいきたいとの答弁でした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はございません。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

福祉保健課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

質疑を終わり、討論に入り、討論もございませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明を受け、質疑に入りました。

委員から質疑として、古い水道管の耐用年数は何年ですか。また、新しい水道管の場合、耐用年数は何年ですかとの質疑に、古い管は40年です。新しい管も国へ要望が出ていますが、変わらず40年です。

ただ、今の管はメーカーが100年もつ管として宣伝しており、実験の結果としては40年という期限ではないということから、水道協会からも国に対して耐用年数の見直しの要望を出しているところですのでとの答弁です。

耐用年数の見直しとは、短くすることですかとの質疑に、実情に合わせて長くしてほしいということでした。

また、その委員から減価償却は、定率法ですか、定額法ですかの質疑に、水道事業の場合、すべて定額法となっておりますとの答弁です。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございません。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、特別委員会に付託されました案件の経緯と結果の報告を終わります。

家崎仁行議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

続きまして、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

家崎仁行議長

続いて決算特別委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで決算特別委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

家崎仁行議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

次に、日程第3 議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

議案第48号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の賛成討論を行います。

この補正予算の中には、マイナンバー関係や後期高齢者の方の負担を増やすためのシステム改修費が含まれており、これは国の施策ではありますが認めることができませんが、他の2点、特に住宅リフォームの補助金、ブロック塀の撤去の補助金については、大いに評価し賛成したいと思います。

住宅リフォーム制度は私どもも長年求めてきて、みんなで管外視察に行き、他の議員の皆さんも一般質問をし、今年度平成30年度の当初予算で500万円が計上されたものです。住民の皆さんに喜ばれ早速この9月議会の補正に、当初予算と同額の500万円を補正されたこと。また、ブロック塀の撤去費の補助金は、当初予算では上限10万円の5件、50万円だったものを20件、200万円の補正でございます。

これらはすべて町内の経済循環につながり、また危険なブロック塀の除去への補助は、町民の皆さんの防災の意識を高めることにもつながります。ちなみにお隣の大紀町では住宅リフォームも個人のブロック塀への補助もありません。尾鷲市もないと聞いております。そのことを大いに評価し、紀北町のこの補正予算に賛成いたします。

家崎仁行議長

続いて原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

家崎仁行議長

次に、日程第4 議案第49号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第49号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

家崎仁行議長

次に、日程第5 議案第50号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第50号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第51号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第7

家崎仁行議長

次に、日程第7 議案第52号 平成29年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 8

家崎仁行議長

次に、日程第 8 認定第 1 号 平成29年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第 8 認定第 1 号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 9

家崎仁行議長

次に、日程第9 認定第2号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第9 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10

家崎仁行議長

次に、日程第10 認定第3号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第10 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11

家崎仁行議長

次に、日程第11 認定第4号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第11 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12

家崎仁行議長

次に、日程第12 認定第5号 平成29年度紀北町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第12 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

家崎仁行議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月4日に開会されました本定例会では、大型台風の襲来もあり大変心配される議会定例会となりましたが、議員の皆様には本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決賜わり、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営にあたってまいります。

さて9月も間もなく終わりますが、本月は町内の各小中学校で運動会が開催され、10月には各種イベント、また11月18日には紀北町で3回目の環境スポーツイベント、SEA TO SUMMIT 三重きほく大会が開催されます。カヤック、自転車、トレッキングで紀北町内の海、里山を巡るアクティビティが行われますので、議員や住民の皆様方におかれましては、ご参加される方への温かいご声援をよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、これまでの約4年間、議員の要職を務めていただきましたが、任期中の定例会といたしましては、今回が最終となりました。皆様には常に町民の先頭に立ち紀北町の課題解決にあたっていただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

そして引退を表明されました議員におかれましては、紀北町の発展のため格別のご指導をいただきましたことに対しまして、改めまして心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

最後になりますが、残暑の中にも、秋の足音が感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意をいただきまして、実り豊かな秋となりますようお祈り申し上げます。閉会

にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

家崎仁行議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

平成30年9月紀北町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、近年稀に見る大型台風の襲来があり、9月4日から本日までの18日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただきました。私ども議員の任期も残り2カ月余りとなり、任期最後の定例会となりましたが、無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

それでは、これをもちまして、平成30年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 13分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 11 月 20 日

紀北町議会議長 家崎仁行

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生